

【記入上の注意】

- 1 「住所」の欄は、請求者の住民票上の住所を記入してください。
- 2 「加入年金等の種類」の欄は、請求者が加入している年金等の該当するものを○で囲んでください。なお、3歳に満たない児童がいる請求者が国家公務員共済および地方公務員等共済の場合は、請求者本人の健康保険証の写しを添付してください。
- 3 「振込先」の欄は、請求者名義の金融機関の口座を記入してください。請求者以外の口座には振込できません。
- 4 「配偶者」には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 5 「児童」の欄は、請求者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 6 「監護」とは、児童の生活について社会通念上必要とされる監督・保護を行っている状態を意味します。
- 7 「生計」の欄は、次によって記入してください。
 - ①「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ②「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 8 児童が海外に留学している場合は、「海外留学出国年月日」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 9 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公募等(マイナンバー制度による情報連携を含む)によって本市で確認することができる場合は、当該書類を省略できます。
 - ①児童が他の市町村(特別区を含みます。)に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - ②児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ③児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
 - ④児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ⑤請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑦生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑧請求者が本年(1月分から5月分までの手当については前年)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年(1月分から5月分までの手当については前々年)の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
 - ⑨配偶者が本年(1月分から5月分までの手当については前年)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、配偶者の前年(1月分から5月分までの手当については前々年)の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書(ただし、請求者の控除対象配偶者であることが確認できた場合は不要)
 - ⑩3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑪この他の書類が必要になる場合もありますので、詳しくは野々市市役所子育て支援課へお問い合わせください。

健康保険証等のコピー貼付欄 (3歳に満たない児童がいる請求者のみ)

※請求者本人の保険証等のコピーを貼付してください。

※保険証の内容がすべて確認できるようにコピーしてください。(読み取りできないものは不可)

<保険証等のコピーが必要な場合>

●国家公務員共済

- ・共済組合や職員団体の事務を行う者
- ・国と民間企業の人事交流による派遣職員
- ・法科大学院へ派遣された裁判官や検察官等
- ・行政執行法人の職員
- ・国立大学法人の職員
- ・日本郵政共済組合の組合員

●地方公務員等共済

- ・共済組合や職員団体の事務を行う者
- ・公益的法人へ派遣されている地方公務員
- ・特定地方独立行政法人の職員

●私立学校教職員共済